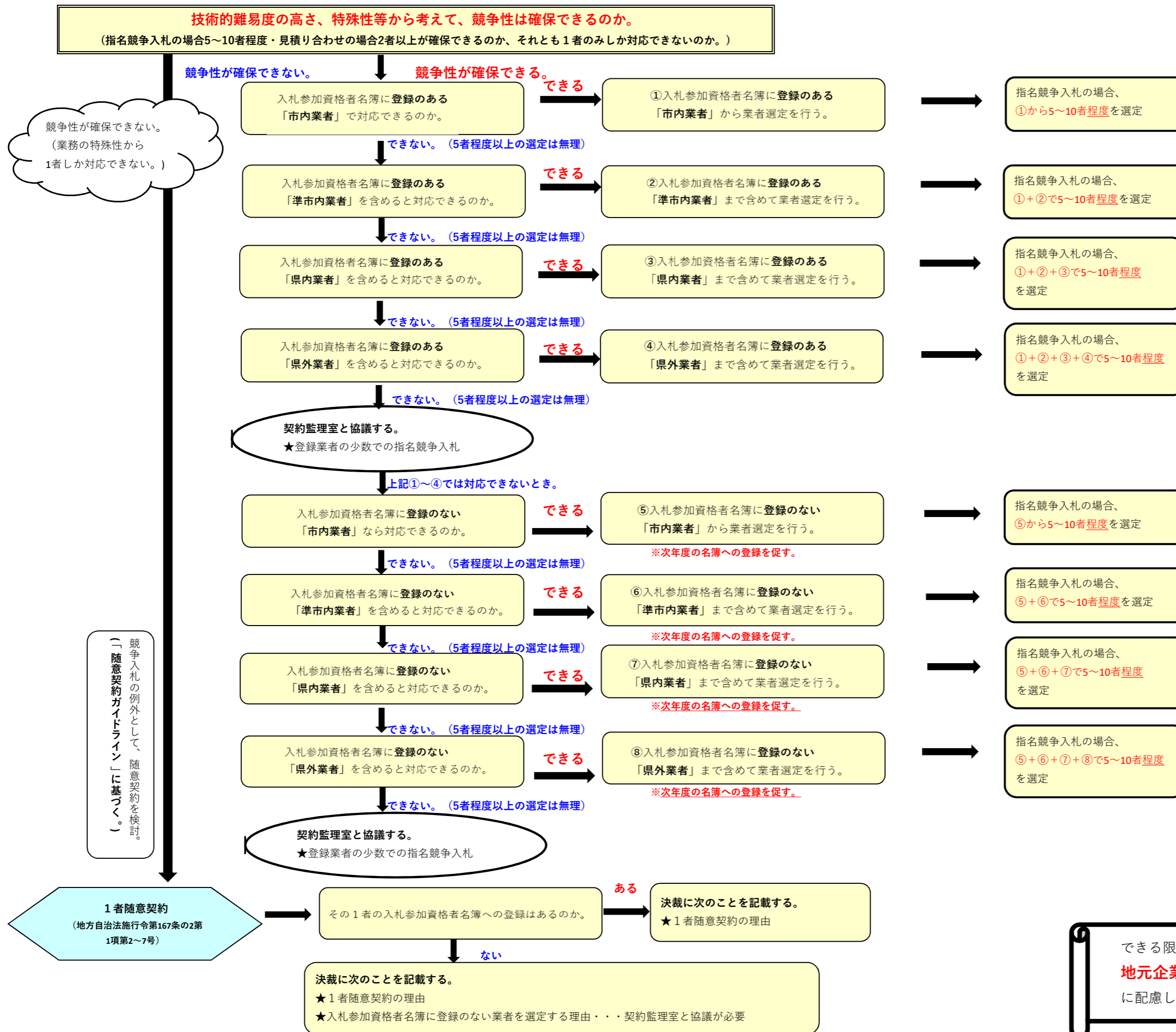


「彦根市地元企業優先発注等に係る実施方針」のフローチャート

◎ 主管課執行による「指名競争入札」または「見積り合わせ」で業者を選定される時は、次のフローチャートに沿って確認してください。  
 (※ 入札参加資格者名簿を確認の上、市内業者⇒準市内業者⇒県内業者⇒県外業者の順に選定を進めてください。)



<対象となる業務等>  
 主管課が行うものうち  
 ①「見積り合わせ」で発注する  
 ㊦ 10万円未満の物品  
 (注意：10万円以上は契約監理室執行)  
 ④ 委託業務  
 ㊧ 130万円以下の建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務  
 (注意：130万超は契約監理室執行)  
 ②「指名競争入札」で発注する委託業務

<入札参加資格者名簿登録の確認>  
 ● コンサル・物品・その他委託  
 ⇒デスクネットネオ/文書管理/予算関係/契約関係/77 平成30年度入札参加者名簿  
 ● 建設工事  
 ⇒財務会計で確認

<補足説明>  
 ★『市内業者』  
 市内に本社・本店がある事業者  
 ★『準市内業者』  
 市内に支店や営業所がある事業者  
 ★『県内業者』  
 彦根市以外の滋賀県内に本社・本店・支店・営業所等がある事業者  
 ★『県外業者』  
 上記以外の事業者  
 ● 指名競争入札をする場合  
 ⇒ 5~10者程度を選定。  
 ● 見積り合わせをする場合  
 ⇒ 2者以上を選定。  
 ● 1者随意契約をする場合  
 ⇒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2~7号に基づくこと。  
 ※上記のいずれの場合も、入札参加資格者名簿への登録がない業者を選ぶときは、契約監理室と協議の上、決裁文にその理由を記載してください。

↓  
 ・回議書の場合 ⇒ 起案文に理由を記載  
 ・事業執行伺・執行伺の場合 ⇒ 摘要欄や別紙など決裁中に理由を記載  
 <「随意契約ガイドライン」>  
 デスクネットネオ/文書管理/予算関係/契約関係/89随意契約について/00随意契約ガイドライン

できる限り、入札参加資格者名簿に登録のある**地元企業**(市内業者・準市内業者)への**優先発注**に配慮してください。